

新たなリース基準 発効日及びその他の論点

重要ポイント

- ▶ IASB は、新たなリース基準の発効日を 2019 年 1 月 1 日と暫定決定した。また、一定の要件を満たした場合には、早期適用が認められる。
- ▶ IASB は、スタッフが新たなリース基準を起草した段階で明らかになった 5 つの論点に関して暫定決定を行った。
- ▶ 新たなリース基準は、2015 年末頃の公表が見込まれる。

概要

国際会計基準審議会（IASB）は 2015 年 10 月の会議で、新たなリース基準の発効日と、新基準の外部向けレビュードラフトに寄せられたコメントから明らかになった 5 つの論点について議論した。

IASB は、以下の事項を決定した。

- ▶ 発効日
- ▶ 別個の新たなリース契約として取り扱われるリース契約の条件変更
- ▶ 変動金利リースに関する割引率の再評価
- ▶ リースの終了時点で原資産を返還する際に生じるコスト
- ▶ 企業結合における短期リース及び少額リース
- ▶ IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の適用範囲に含まれるリースの開示規定

これらの決定は、従来までと同様に暫定的なものである。IASB は、これらを新たなリース基準において明確化する可能性がある。

重要な決定事項

発効日

企業は新たなリース基準を2019年1月1日から適用することになるであろう。なお、一定の要件を満たした場合には、早期適用も認められる。

IASBは、新たなリース基準を2019年1月1日以降開始する事業年度から適用すべきことを決定した。ただし、新たな収益認識基準を既に適用している企業、又は新たなリース基準と同時にこれを適用する企業には、早期適用も認められる。財務諸表利用者の多くは、2018年1月1日の発効日を支持していたが、財務諸表作成者の大半は、新たなリース基準の適用に向けて十分な体制を整えるには3年が必要だと考えていた。また、IFRS第9号「金融商品」とIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が2018年1月1日に発効するため、財務諸表作成者が重要な3つの基準を2018年1月1日から適用するには困難であるとの懸念もみられた。

別個の新たなリース契約として取り扱われるリース契約の条件変更

IASBは、リース契約の条件変更に伴って、1つ以上の原資産を使用する権利が追加されることでリースの範囲が拡大し、当該範囲の拡大部分について独立販売価格相当の対価が増加する場合にのみ、借手はリース契約の条件変更を別個の新たなリースとして取り扱うことを決定した。IASBは、リース期間のみを延長する条件変更では、借手に追加的な使用権が生じないため、別個の新たなリースが生じることはないと考えている。条件変更を別個の新たなリースとして取り扱う場合、借手は、条件変更が合意された日時点で、リース資産及びリース負債を追加で認識することになる。米国財務会計基準審議会も、2015年10月の会議で同様の決定を行っている。

またIASBは、貸手が保有するファイナンス・リースにも当該規定を適用することを決定した。

変動金利リースに関する割引率の再評価

IASBは過去の審議において、リース料が指数又はレートに基づいて決まる場合には、借手はリース料の再評価を行い、リース資産及びリース負債を再測定することになるが、割引率の再評価は行わないことを決定していた。その後IASBは2015年10月の審議において、変動金利リースの場合には、リース料の算定に使用される金利の変動に応じてリース料の見直しが行われるため、借手は割引率の再評価を行うべきことを決定した。

リースの終了時点で原資産を返還する際に生じるコスト

リース契約によっては、借手はリース期間の終了時点で、貸手に原資産を特定の状態で返還すること、原資産を解体撤去すること、又は原資産が置かれていた場所の原状回復をすることが求められる場合がある（すなわち原状回復義務）。IASBは、借手に原状回復義務がある場合には、借手は当該義務をIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理すべきことを決定した。IAS第37号に従って発生する当初見積コストは、使用権資産の当初測定に含まれることになる。またIASBは、このような負債はIFRIC第1号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」の適用範囲に含まれることを決定した。したがって、負債の測定額の変動は、使用権資産の帳簿価額の調整として処理される。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームです。監査および保証業務をはじめ、各種財務アドバイザリーサービスを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

EYのIFRS（国際財務報告基準）

グループについて

国際財務報告基準（IFRS）への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるEYの構成員とナレッジの精練に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するように努めています。EYはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2015 Ernst & Young ShinNihon LLC

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料はEYG no.AU3563の翻訳版です。

企業結合における短期リース及び少額リース

IFRS 第3号「企業結合」では、被取得取企業が借手となるオペレーティング・リースについて、取得企業はリース条件が市場条件と比較して有利な場合には無形資産を認識し、不利な場合には負債を認識することを求めている。ただしIASBは、企業結合で取得される短期リース及び少額リースに関して、同様の定めは適用されないことを決定した。

IFRS 第5号の適用範囲に含まれるリースの開示規定

IFRS 第5号は、売却目的保有として分類された非流動資産（又は処分グループ）又は非継続事業の開示規定を定めている。IFRS 第5号が適用される場合には、売却目的保有に分類される非流動資産又は非継続事業に関して具体的な開示規定が他の基準で定められている場合を除いて、他の基準で求められる開示は適用されない。IASBは、IFRS 第5号の適用範囲に含まれるリースに関して、IFRS 第5号の開示規定以外に追加の開示を借手に求めないことを決定した。

次のステップ

IASBは、新たなリース基準を2015年末頃に公表する予定である。